



公益財団法人八洲環境技術振興財団が八洲電機<3153>株式の大量保有報告書を提出



八洲電機<3153>について、公益財団法人八洲環境技術振興財団が1月31日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「配当を公益事業の財源とするため保有しております。」によるもの。

報告書によると、公益財団法人八洲環境技術振興財団の八洲電機株式保有比率は、6.56%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年1月30日。